

特 記 仕 様 書

【橋梁修繕工事（R8）】

1. 一般事項

- (1) 本工事に際しては、千葉県土木工事共通仕様書、千葉県土木工事施工管理基準及び白井市建設工事適正化指導要領等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事に際して通常必要な施工上の対応については、仕様書及び図面に記載がなくとも受注者の負担において処理すること。
- (3) 本工事の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し監督職員の指示を受けること。
- (4) 設計変更等については、契約書及び千葉県土木共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」によることとする。
- (5) 本工事の着手に当り、各工種とも現地詳細調査を実施し、施工寸法及び数量の確認を行い、設計図と差異がある場合は監督職員に報告すること。

2. 環境対策

- (1) 白井市が環境保全活動に取り組んでいることを十分に理解し、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の適正処理、再生材の使用、周辺環境の保全等について本工事に従事する全従業員に周知すると共に実施すること。
また、達成するために施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

3. 工事現場管理

- (1) 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか工事区間の起終点に工事名、工事期間等を示す標示板を設置すること。工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。
また、祝祭日及び休日等で工事を休工している場合は、通行上支障がある看板は全て撤去すること。

4. 建設副産物対策

(1) 共通事項

7. 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては「建設副産物情報交換システム（COBRIS+）」を用いて登録・作成しなければならない。

◎ 作成対象工事

受注金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

【注意事項等】

- ・ 建設リサイクルデータ統合システム - COBRIS+（コブリス・プラス） - の入手方法。

国土交通省リサイクルホームページよりダウンロード

- ・ コブリス・プラスの入力・操作方法等の問合せ先。

（財）日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

TEL 03-3505-0410

- イ. 建設副産物の処理に先立ち、建設副産物処分承認申請書を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
- ウ. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提出するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- エ. 建設副産物の処理完了後、速やかに別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
- オ. 建設副産物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 表及び E 表の写しを提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提示すること。

5. 建設リサイクル法

契約金額が 500 万円以上の工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年度法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化について適正な措置を講ずるとともに、次の事項に留意すること。

7. 建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
- イ. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 1

8条第1項に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS+）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

- ウ. 建設リサイクル法第12条の対象となる建設工事の受注者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し事前説明を行うこととする。なお、書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

6. 過積載による違法運行防止

- (1) 本工事の施工に際しては、道路交通法に基づき工事現場における過積載による違法運行防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円滑な工事の実施に資すること。

(2) 遵守事項

受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守すること。

- ア. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- イ. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ウ. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
- エ. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着、又は不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- オ. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
- カ. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- キ. 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料（重油に灯油を混入した燃料等）は絶対に使用してはならない。

以上のことを下請業者にも十分指導すること。

(3) 施工計画

受注者は、工事の施工計画にあたって過積載による違法運行防止対策に係る遵守事項等を考慮し施工計画書に関係事項を記載すること。

7. 現場測量

受注者は、施工に先立ち現況測量を実施し、監督員に報告しなければならない。

8. 提出書類

(1) 工事発注図については受注後、準備期間内に以下のとおり提出すること。

製本 観音開き A3（表紙サイズ A4） 1部

(2) 工事完成図については検査終了後、以下のとおり提出すること。

製本 観音開き A3（表紙サイズ A4） 1部

(3) 工事完成図の表紙は以下のとおりとすること。

令和〇〇年度	
工 事 名 :	_____
工 事 場 所 :	_____
完 成 図	
受 注 者 :	_____
発 注 者 :	白井市 都市建設部 道路課

条件明示

項 目	事 項												
工 程 関 係	- 本工事の作業区分は、下記によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>作業区分</th><th>標準作業時間</th></tr> <tr> <td>昼間作業</td><td>08：00～17：00</td></tr> <tr> <td>夜間作業</td><td>20：00～05：00</td></tr> </table> 上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。 各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動も含まれる。 ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。 - なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数及び製作日数）以外に下記の事項を見込んでいる。 <table border="1"> <tr> <td>準備期間</td><td>60 日間</td></tr> <tr> <td>後片付け期間</td><td>20 日間</td></tr> <tr> <td>雨休率 ※休日と天候による作業不能日を見込むための係数 雨休率=（休日数+天候などによる作業不能日）/実働日数</td><td>0.78</td></tr> </table> 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。 イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間 ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間 （少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数） （過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出） 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 - なお、P1橋脚：昼間工事分については、2パーティにて施工することで工程を設定している。	作業区分	標準作業時間	昼間作業	08：00～17：00	夜間作業	20：00～05：00	準備期間	60 日間	後片付け期間	20 日間	雨休率 ※休日と天候による作業不能日を見込むための係数 雨休率=（休日数+天候などによる作業不能日）/実働日数	0.78
作業区分	標準作業時間												
昼間作業	08：00～17：00												
夜間作業	20：00～05：00												
準備期間	60 日間												
後片付け期間	20 日間												
雨休率 ※休日と天候による作業不能日を見込むための係数 雨休率=（休日数+天候などによる作業不能日）/実働日数	0.78												
施 工 関 係	107A 橋 (1)落橋防止システム工 ①既設落橋防止構造撤去工 - 施工時には、主桁、下部工等の現地寸法の確認、鉄筋位置の確認等を行うこと。 - 施工時間 P1 橋脚：昼間施工 A2 橋台：夜間施工 ②落橋防止構造設置工 - 落橋防止構造、水平力分担構造の取付金物の詳細寸法は、現地実測の上決定とする。 - 既設コンクリートへの削孔の際には、鉄筋探査を実施し既設鉄筋は切断しないこ												

と。また、既設鉄筋と干渉した場合は、アンカーボルト位置の調整を行うこと。

- ・アンカーボルト設置後には、監督員の立会いの下、アンカーボルト引張試験、アンカーボルト長測定試験を行うこと。

- ・施工時間 P1 橋脚：昼間施工 A2 橋台：夜間施工（鉄筋探査、アンカーボルト引張試験、アンカーボルト長測定試験は昼間施工）

(2) 支承補修工

① 支承防錆工

- ・支承防錆工は、既設落橋防止構造撤去後に行うこと。

- ・施工時間 P1 橋脚：昼間施工 A2 橋台：夜間施工

- ・施工の際は、板張防護を行うものとする。

- ・107A 橋支承のブラスト処理に際しては、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。

- ・ブラスト廃材処分の前に含有試験（鉛、PCB）、溶出試験（鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、六価クロム化合物、ポリ塩化ビフェニル（PCB））を行うものとする。

② 沓座補修工

- ・既設橋座コンクリート撤去後、打設面の清掃を行うこと。

- ・施工時間 P1 橋脚：昼間施工 A2 橋台：夜間施工

(3) 照明柱アンカー防錆工

- ・防錆塗装後、ボルトキャップを設置すること。

- ・施工時間 P1 橋脚：昼間施工

(4) 排水装置補修工

- ・排水金具ボルトを新しいボルトに取替ること。

- ・施工時間 P1 橋脚：昼間施工

(5) 足場工

① P1 橋脚

- ・P1 橋脚に係わる工事は、枠組足場、単管足場により行うものとする。

- ・施工時間：昼間施工

② A2 橋台

- ・A2 橋台にかかわる工事は、トラック式高所作業車により行うものとする。

- ・施工時間：夜間施工

以上のほか、施工に際しては、図面、千葉県土木工事共通仕様書によること。

特記事項

(1) 出来形確認

工事終了後、検査において目視確認が出来ない工種については、写真撮影により施工状況及び確認が出来るようにすること。写真等により確認が出来ない場合には、掘起し及び破壊等により確認することもあるので注意すること。なお、その際の復旧範囲は監督員の指示によるものとし、復旧にかかる費用については受

	注者の負担となるので注意すること。
出 来 形 管 理 品 質 管 理	- 千葉県土木工事施工管理基準による。 - アンカーボルト引張試験を片ねじのみ1種径につき3本行うこと。 - アンカーボルト長測定試験を全数行うこと。
用 地 関 係	- 工事の施工により、境界杭及び占有者の鉋等に影響を与える恐れのある場合は、事前に境界測量及び写真管理等を実施し、施工後、確実に原型復旧すること。 - 工事用仮設道路・資機材置き場等で必要な借地、及びこれに伴う諸手続きについては、受注者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に市の農業委員会等と調整し許可を得ること。 - 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。 - 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については印照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者の立会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。
公 害 対 策 関 係	- 建設機械・設備は騒音防止及び排出ガス対策型機械の使用を原則とする。 - 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行うこと。 - 現場発生残土等各種資材を搬出する際は、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。また、現場より発生する伐採、資材梱包材等その他の廃材については、各廃材処分場にて適正に処分すること。 107A 橋支承のブラスト処理に際しては、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。
安 全 対 策 関 係	- 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。 - 交通規制を伴う場合は、交通誘導員及び保安施設を適切に配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 - 工事期間中に配置する交通整理員は、交通誘導員 A(昼間)3 人、交通誘導員 B(昼間)6 人、交通誘導員 A(夜間)31 人、交通誘導員 B(夜間)62 人を計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督員と協議すること。 - 工事施工箇所及びその周辺において、周囲住民（特に学童・幼児）の立ち入りによる事故の無いう施工区域を明確にし、作業時の機械等の安全管理及び危険な場所への立ち入り禁止等の立て札、柵等を設置すること。 - 工事施工箇所で、工事関係者以外の車両及び人が通行する場合などにあって、注意を要する時は、当該箇所にバリケード及び照明灯等を監督員と協議のうえ設

	置すること。なお、費用は諸経費に含んでいる。 ・ 交通規制の影響により、周辺私道へ通過車両が進入することの無いよう誘導すること。 ・ 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。 ・ 交通誘導員の配置場所については監督員と協議するものとする。なお、近接工事などで交通量が著しく増減した場合や、交通管理者からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。
工 事 用 道 路 関 係	・ 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、所轄の警察署への届出及び道路管理者への使用申請を提出すること。 ・ 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情がないようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原型復旧すること。
関 係 機 関 関 係	・ 千葉県印旛土木事務所、印西警察署等と協議の上、施工するものとする。 ・ 千葉県印旛土木事務所（国道 464 号：道路管理者） ・ 千葉県企業局（北千葉道路用地：用地管理者）
仮 設 備 関 係	・ 仮設工は、撤去を原則とする。 ・ 構造は受注者の責任において施工するものとする。 ・ 枠組足場について 1. 枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 15 年 4 月策定）」による設置を行うこと。 2. 請負者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。 協議の結果、請負者及びリース会社の在庫がない等の理由により、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置が不可能となった場合は設計変更の対象とする。 3. ガイドラインについては下記より入手できます。 http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-2.html

建設副産物関係	・ 本工事の施工において発生する建設残土及び建設廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。なお、受注者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。 107A 橋 <table><tr><th>種 別</th><th>数 量</th><th>地区・場所</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>鉄筋 Co 廃材</td><td>10.00t</td><td>柏市高柳 (有)中村興業</td><td>7.4km</td></tr><tr><td>無筋 Co 廃材</td><td>2.35t</td><td>柏市高柳 (有)中村興業</td><td>7.4km</td></tr><tr><td>ブラスト廃材</td><td>1 式</td><td>白井市名内 (株)京葉興業</td><td>5.7km</td></tr><tr><td>廃プラ</td><td>0.03m3</td><td>白井市平塚 (株)IWD</td><td>7.6km</td></tr></table>					種 別	数 量	地区・場所	運搬距離	鉄筋 Co 廃材	10.00t	柏市高柳 (有)中村興業	7.4km	無筋 Co 廃材	2.35t	柏市高柳 (有)中村興業	7.4km	ブラスト廃材	1 式	白井市名内 (株)京葉興業	5.7km	廃プラ	0.03m3	白井市平塚 (株)IWD	7.6km
種 別	数 量	地区・場所	運搬距離																						
鉄筋 Co 廃材	10.00t	柏市高柳 (有)中村興業	7.4km																						
無筋 Co 廃材	2.35t	柏市高柳 (有)中村興業	7.4km																						
ブラスト廃材	1 式	白井市名内 (株)京葉興業	5.7km																						
廃プラ	0.03m3	白井市平塚 (株)IWD	7.6km																						
工事支障物件等	・ 本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分に行うこと。 <table><tr><th>支障物件等</th><th>管 理 者</th><th>位 置</th><th>工 事 方 法</th><th>移 設 時 期</th></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>					支障物件等	管 理 者	位 置	工 事 方 法	移 設 時 期	—	—	—	—	—										
支障物件等	管 理 者	位 置	工 事 方 法	移 設 時 期																					
—	—	—	—	—																					
法定外の労災保険の付保	・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。																								
そ の 他	○設計積算諸経費情報 (107A 橋) 諸経費の工種：橋梁保全工事 施工地域補正：一般交通影響有り（1）																								

工事担当者が作成し、設計書に添付

リ サ イ ク ル 計 画 書 (積算段階)

1. 事業 (工事) 概要

発 注 機 関 名	白井市	工 事 名	橋梁修繕工事 (R 8)
施 工 場 所	白井市復地先 107A橋	工 期 (予 定)	契約締結の翌日から令和9年3月25日迄
工 事 概 要 等	107A橋 落橋防止装置製作工1式、落橋防止装置工1式、支承補修工1式、照明柱アンカー防錆工1式、仮設工1式、足場工1式		

2. 建設資材利用計画

建 設 資 材	① 利 用 量	② 現 場 内 利 用 量	③ 再 生 材 利 用 量	④ 新 材 利 用 量	⑤ 再 生 資 源 利 用 率 (②+③) / ①×100	備 考
土		地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トソ	トソ	トソ	トソ	%	
アスファルト・コンクリート	トソ	トソ	トソ	トソ	%	
	トソ	トソ	トソ	トソ	%	

※ アスファルト・コンクリートの欄には、車道排水性及び歩道透水性舗装用アスファルト混合物の利用量は含めないものとする。

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発 生 量	⑦現場内利用量 (減量化量)	⑧他工事への 搬出量	⑨再資源化施設 への搬出量	⑩ストックヤードへの搬出量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥) × 100	⑫有効利用率 (⑦+⑧+⑨+⑩) / ⑥×100	備 考
第1種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	路盤
第2種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
泥土 (浚渫土)	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
合 計	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
コンクリート塊	12.35 トソ	トソ	トソ	12.35 トソ	—	%	100.0 %	有筋+無筋
アスファルト・コンクリート塊	トソ	トソ	トソ	トソ	—	%	%	
建設汚泥	トソ	トソ	トソ	トソ	—	%	%	
建設発生木材	トソ	トソ	トソ	トソ	—	%	%	
建設混合廃棄物	0.045 トソ	トソ	トソ	0.045 トソ	—	%	100.0 %	廃プラ

※ 建設発生土の区分 (既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 建設汚泥、建設発生木材及び建設混合廃棄物の「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※ 「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※ 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事を含む。

④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

⑤泥土 (浚渫土)・・・浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。